

職員からの苦情相談について

○制度概要

1 苦情相談ができる職員

一般職の職員（一般行政職員、教育公務員、消防職員、任期付職員、再任用職員、会計年度任用職員、条件付採用期間中の職員、臨時的任用職員）であれば、常勤、非常勤を問いません。ただし、企業職員及び単純労務職員は、苦情相談をすることができません。

2 苦情相談の対象となる事項

- (1) 任用（転任・配置換、昇任、辞職、分限処分、再任用等）に関する事項
- (2) 給与（諸手当、昇格・昇任、給与の決定等）に関する事項
- (3) 公平審査に関する事項
- (4) 勤務条件・服務（勤務時間、休暇、超過勤務、仕事の割振り、服務等）に関する事項
- (5) 厚生・福祉（健康安全、執務環境、厚生・災害補償等）に関する事項
- (6) いじめ・嫌がらせ、ハラスメント（いじめ・嫌がらせ、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）に関する事項
- (7) 人事評価（評価結、評価の方法）に関する事項

3 苦情相談の対象とならない事項

- (1) 職員の一身上の相談
- (2) 内部告発的な事項

4 苦情相談の方法

苦情相談は、文書又は口頭で行うことができます（行田市職員からの苦情相談に関する規則第2条第1項）。

文書又は口頭の具体的な方法は以下のとおりですが、文書で苦情相談を行う場合は、「苦情相談を行う職員の所属、職名、氏名」及び「相談したい内容（概要）」を記載してください。口頭で苦情相談を行う場合は、前記事項を公平委員会に口述してください。

- (1) 文書
 - ① 郵送
 - ② ファクシミリ又は電子メール
- (2) 口頭
 - ① 電話
 - ② 来訪

5 苦情相談への対応

公平委員会は、相談者に対し助言等を行うほか、相談者の了承を得た上で関係当事者に対し、必要に応じて事情聴取、照会その他の調査を行い、関係当事者に対し、指導、あっせんその他必要な措置を行います。

問合せ：公平委員会（本庁舎 2F 監査委員事務局内）

Tel 048-556-1111（内線324）

FAX 048-554-0199

E-mail kansa@city.gyoda.lg.jp